

国の重点支援地方交付金活用事業

愛川町省エネ家電 買替え購入費補助金

本補助金は、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金の抑制と温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策として、省エネ家電製品を買い替える方に、その費用の一部を補助します。

対象家電に買い
替えると！！

最大5万円

の補助！！

【補助対象の家電】

店頭ではこのマークの省エネ基準達成率
を確認してください。【例】冷蔵庫

エアコン	省エネ基準達成率 100% 以上 (目標2027年度以降)
冷蔵庫	省エネ基準達成率 100% 以上 (目標2021年度以降)



※町内の家電販売店・電気設備事業者からの購入に限る。

※省エネ性能は購入する店舗または省エネ型製品情報サイトで確認してください。

情報サイトURL (<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)

省エネ型製品情報サイトQRコード⇒

【事業期間】

令和8年 2月2日（月） から 9月30日（水） まで

※補助金の件数が上限に達し次第、事業期間にかかわらず
終了いたします。 終了の場合は、町HPにてお知らせいたします。

愛川町 環境課

※詳細は裏面をご覧ください。

【対象者の条件】

町内に住所を有し、かつ町税等の未納がない方で、自ら居住する住宅に設置しているエアコン又は冷蔵庫を省エネ性能に優れた製品に買替えた方。
※新規購入は、補助の対象外となります。

【補助金額等】

- ・家電購入費（購入店舗のポイント利用分は除く）、設置工事費、家電製品配送料（家電リサイクル料は除く）の合計の1/2の額（上限5万円）
- ・エアコン又は冷蔵庫のいずれか1台まで。

【申請手順】

【補助金の交付までに2つの申請が必要になります】

①事前確認申請

- ・購入予定の省エネ家電製品が、補助対象となるかを確認するために必要です。
- ・交付申請予定届出書に購入予定店舗の見積書と対象家電であることが確認できるカタログなどを添えて提出してください。確認後、交付申請予定届出書の写しをお渡ししますので、受領後に家電を購入および設置してください。

【確認申請に必要なもの】

- ・交付申請予定届出書
- ・購入予定店舗の見積書
- ・対象家電であることが確認できるもの（カタログなど）

②交付申請

- ・製品を購入および設置完了後、交付申請書に下記の書類を添えて速やかに提出してください。審査後、指定された口座へ補助金を振込みます。

【交付申請に必要なもの】

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ・交付申請書 | ・メーカー保証書 |
| ・領収書またはレシート | ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の控え |
| ・納品書または配送伝票 | ・補助金交付請求書 |
| ・その他、申請に必要と認める書類 | |

※①事前確認申請及び②交付申請は、愛川町役場4階環境課へ持参してください。

町では、昨年11月に脱炭素への取り組みのさらなる周知啓発や、現在取り組んでいる地球温暖化施策を町内全体に波及させるため、国の脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の「デコ活宣言」を行いました。

みなさんも省エネ家電に買い替えて消費電力・温室効果ガス削減に取り組みましょう！！

デコ活サイト QRコード⇒



「デコ活」のすすめ

国民・消費者のより良い豊かな暮らしや働き方を実現しCO₂削減につなげる

国として初めて将来の暮らしの絵姿を提示

デコ活
くらしの中のエコロジー

脱炭素につながる 新しい豊かな暮らしの10年後

